

新旧対照表

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて
(平成 19 年 5 月 30 日財関第 710 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく 一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて 財関第 710 号 平成 19 年 5 月 30 日 改正 財関第 538 号 平成 20 年 5 月 12 日 改正 財関第 442 号 平成 29 年 3 月 31 日 <u>改正 財関第 1010 号</u> <u>令和元年 7 月 31 日</u> 標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省健康局長から依頼があった ので、平成 19 年 6 月 1 日からこれにより実施されたい。 別添 健発第 0525006 号 平成 19 年 5 月 25 日 改正 健発第 0512006 号 平成 20 年 5 月 12 日 改正 健発第 0317 第 4 号 平成 29 年 3 月 17 日 <u>改正 健発第 0705 第 6 号</u> <u>令和元年 7 月 5 日</u> 財務省関税局長 殿 厚生労働省健康局長 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく 一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく 一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて 財関第 710 号 平成 19 年 5 月 30 日 改正 財関第 538 号 平成 20 年 5 月 12 日 改正 財関第 442 号 平成 29 年 3 月 31 日 標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省健康局長から依頼があった ので、平成 19 年 6 月 1 日からこれにより実施されたい。 別添 健発第 0525006 号 平成 19 年 5 月 25 日 改正 健発第 0512006 号 平成 20 年 5 月 12 日 改正 健発第 0317 第 4 号 平成 29 年 3 月 17 日 財務省関税局長 殿 厚生労働省健康局長 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく 一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律

新旧対照表

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて
(平成 19 年 5 月 30 日財関第 710 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 114 号。以下「感染症法」という。) 第 6 条第 20 項及び第 21 項に規定する一種病原体等及び二種病原体等については、感染症法第 56 条の 4 及び第 56 条の 12 の規定に基づき輸入が規制されているところです。 このため、一種病原体等及び二種病原体等の輸入通関の際における取扱いについて、別添「感染症法に係る病原体等の通関の際における取扱要領」によることとしたので、特段の配慮をお願いします。 別添 「感染症法に係る病原体等の通関の際における取扱要領」 1・2 (省略) 3. 税関への確認依頼事項 感染症法の規定に基づき特定一種病原体等又は二種病原体等を輸入しようとする者は、関税法第 70 条第 1 項の規定に基づき、感染症法で定める要件を満たしていることを証明することとなる。これらの輸入申告に際し、税関に提出を必要とする具体的な書類及び通関の際における取扱いは、以下のとおりとする。 (1) 特定一種病原体等 厚生労働大臣印が押印された「特定一種病原体等輸入指定証」(別紙)の原本又はその写しを輸入申告の際に税関へ提示させる。 (2) 二種病原体等 厚生労働大臣印が押印された「二種病原体等輸入許可証」(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別記様式第 11、参考資料)の原本又はその写しを輸入申告の際に税関へ提示させる。 4 (省略)	第 114 号。以下「感染症法」という。) 第 6 条第 20 項及び第 21 項に規定する一種病原体等及び二種病原体等については、感染症法第 56 条の 4 及び第 56 条の 12 の規定に基づき輸入が規制されているところです。 このため、一種病原体等及び二種病原体等の輸入通関の際における取扱いについて、別添「感染症法に係る病原体等の通関の際における取扱要領」によることとしたので、特段の配慮をお願いします。 別添 「感染症法に係る病原体等の通関の際における取扱要領」 1・2 (同左) 3. 税関への確認依頼事項 感染症法の規定に基づき特定一種病原体等又は二種病原体等を輸入しようとする者は、関税法第 70 条第 1 項の規定に基づき、感染症法で定める要件を満たしていることを証明することとなる。これらの輸入申告に際し、税関に提出を必要とする具体的な書類及び通関の際における取扱いは、以下のとおりとする。 (1) 特定一種病原体等 厚生労働大臣印が押印された「特定一種病原体等輸入指定証」(別紙 1)の原本又はその写しを輸入申告の際に税関へ提示させる。 (2) 二種病原体等 厚生労働大臣印が押印された「二種病原体等輸入許可証」(別紙 2)の原本又はその写しを輸入申告の際に税関へ提示させる。 4 (同左)

新旧対照表

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて
(平成 19 年 5 月 30 日財関第 710 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																																
指定番号 別紙 特定一種病原体等輸入指定証 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 住 所 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 56 条の 4 のただし書に規定する 外国 から 調査 する必要がある特定 一種 病原体等として指定したことを証する。 厚生労働大臣 印 指定の年月日 年 月 日 <table border="1"> <tr><td>輸入しようとする特定一種病原体等の種類</td><td></td></tr> <tr><td>輸入の目的</td><td></td></tr> <tr><td>輸出者の氏名又は名称</td><td></td></tr> <tr><td>輸出者の住所</td><td></td></tr> <tr><td>輸入の期間</td><td></td></tr> <tr><td>輸送の方法</td><td></td></tr> <tr><td>輸入港名</td><td></td></tr> <tr><td>輸入した特定一種病原体等を保管及び使用する施設の名称</td><td></td></tr> <tr><td>輸入した特定一種病原体等を保管及び使用する施設の所在地</td><td></td></tr> <tr><td>特定一種病原体等所持指定番号</td><td></td></tr> <tr><td>指定の条件</td><td></td></tr> <tr><td>事務処理欄</td><td></td></tr> </table> 備考 1 この用紙は、A 列 4 番とすること。 2 事務処理欄は、記入しないこと。	輸入しようとする特定一種病原体等の種類		輸入の目的		輸出者の氏名又は名称		輸出者の住所		輸入の期間		輸送の方法		輸入港名		輸入した特定一種病原体等を保管及び使用する施設 の名称		輸入した特定一種病原体等を保管及び使用する施設 の所在地		特定一種病原体等所持指定番号		指定の条件		事務処理欄		指定番号 別紙 1 特定一種病原体等輸入指定証 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 住 所 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 56 条の 4 のただし書に規定する 海外 から 輸入 する必要がある特定病原体等として指定したことを証する。 厚生労働大臣 印 指定の年月日 年 月 日 <table border="1"> <tr><td>輸入しようとする特定一種病原体等の種類</td><td></td></tr> <tr><td>輸入の目的</td><td></td></tr> <tr><td>輸出者の氏名又は名称</td><td></td></tr> <tr><td>輸出者の住所</td><td></td></tr> <tr><td>輸入の期間</td><td></td></tr> <tr><td>輸送の方法</td><td></td></tr> <tr><td>輸入港名</td><td></td></tr> <tr><td>事業所の名称</td><td></td></tr> <tr><td>事業所の所在地</td><td></td></tr> <tr><td>特定一種病原体等所持指定番号</td><td></td></tr> <tr><td>指定の条件</td><td></td></tr> <tr><td>事務処理欄</td><td></td></tr> </table> 備考 1 この用紙は、日本工業規格A 列 4 番とすること。 2 事務処理欄は、記入しないこと。	輸入しようとする特定一種病原体等の種類		輸入の目的		輸出者の氏名又は名称		輸出者の住所		輸入の期間		輸送の方法		輸入港名		事業所 の名称		事業所 の所在地		特定一種病原体等所持指定番号		指定の条件		事務処理欄	
輸入しようとする特定一種病原体等の種類																																																	
輸入の目的																																																	
輸出者の氏名又は名称																																																	
輸出者の住所																																																	
輸入の期間																																																	
輸送の方法																																																	
輸入港名																																																	
輸入した特定一種病原体等を保管及び使用する施設 の名称																																																	
輸入した特定一種病原体等を保管及び使用する施設 の所在地																																																	
特定一種病原体等所持指定番号																																																	
指定の条件																																																	
事務処理欄																																																	
輸入しようとする特定一種病原体等の種類																																																	
輸入の目的																																																	
輸出者の氏名又は名称																																																	
輸出者の住所																																																	
輸入の期間																																																	
輸送の方法																																																	
輸入港名																																																	
事業所 の名称																																																	
事業所 の所在地																																																	
特定一種病原体等所持指定番号																																																	
指定の条件																																																	
事務処理欄																																																	

新旧対照表

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて
(平成 19 年 5 月 30 日財関第 710 号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																
別記様式第十一 (参考資料) 許可番号 二種病原体等輸入許可証 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 住 所 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 56 条の 12 第 1 項の規定に基づく二種病原体等の輸入の許可を受けた者であることを証する。 厚生労働大臣 印 許可の年月日 年 月 日 <table border="1"> <tr> <td>輸入を許可する二種病原体等の種類(毒素にあっては、種類及び数量)</td><td></td></tr> <tr> <td>輸入の目的</td><td></td></tr> <tr> <td>輸出者の氏名又は名称</td><td></td></tr> <tr> <td>輸出者の住所</td><td></td></tr> <tr> <td>輸入の期間</td><td></td></tr> <tr> <td>輸送の方法</td><td></td></tr> <tr> <td>輸入港名</td><td></td></tr> <tr> <td>許可の条件</td><td></td></tr> </table> (この用紙は、A 列 4 番とすること。)	輸入を許可する二種病原体等の種類(毒素にあっては、種類及び数量)		輸入の目的		輸出者の氏名又は名称		輸出者の住所		輸入の期間		輸送の方法		輸入港名		許可の条件		別記様式第十一 別紙 2 許可番号 二種病原体等輸入許可証 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 住 所 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 56 条の 12 第 1 項の規定に基づく二種病原体等の輸入の許可を受けた者であることを証する。 厚生労働大臣 印 許可の年月日 年 月 日 <table border="1"> <tr> <td>輸入を許可する二種病原体等の種類(毒素にあっては、種類及び数量)</td><td></td></tr> <tr> <td>輸入の目的</td><td></td></tr> <tr> <td>輸出者の氏名又は名称</td><td></td></tr> <tr> <td>輸出者の住所</td><td></td></tr> <tr> <td>輸入の期間</td><td></td></tr> <tr> <td>輸送の方法</td><td></td></tr> <tr> <td>輸入港名</td><td></td></tr> <tr> <td>許可の条件</td><td></td></tr> </table> (この用紙は、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。)	輸入を許可する二種病原体等の種類(毒素にあっては、種類及び数量)		輸入の目的		輸出者の氏名又は名称		輸出者の住所		輸入の期間		輸送の方法		輸入港名		許可の条件	
輸入を許可する二種病原体等の種類(毒素にあっては、種類及び数量)																																	
輸入の目的																																	
輸出者の氏名又は名称																																	
輸出者の住所																																	
輸入の期間																																	
輸送の方法																																	
輸入港名																																	
許可の条件																																	
輸入を許可する二種病原体等の種類(毒素にあっては、種類及び数量)																																	
輸入の目的																																	
輸出者の氏名又は名称																																	
輸出者の住所																																	
輸入の期間																																	
輸送の方法																																	
輸入港名																																	
許可の条件																																	